

弁護士法人SOLLIEVO法律事務所報酬基準

第1章（総則）

第1条（目的及び趣旨）

2004年4月1日から、弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士は各法律事務所ないし弁護士毎に料金を定めることが必要となりました。

そこで、当法律事務所は、以下のとおりの基準に従い、弁護士が法律事務を行うにあたっての報酬を定めております。

第2条（弁護士報酬の種類）

1. 弁護士報酬は、法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料及び日当とします。

2. 前項の意義は次のとおりです。

(1) 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定・電話による相談を含む）の対価をいいます。

(2) 書面による鑑定料

依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

(3) 着手金

事件又は法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

(4) 報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

(5) 手数料

原則として1回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

(6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

(7) 日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいいます。

第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けることとします。

第4条（事件等の個数等）

1. 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。

但し、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとします。

2. 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

第5条（弁護士の報酬請求権）

1. 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求させていただきます。

2. 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することがあります。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

(3) 1件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき、又は複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難でありかつその事情を依頼者が認めたときに限り、各弁護士は依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができます。

第6条（弁護士の説明義務等）

1. 弁護士は依頼者に対し、予め弁護士報酬等について、十分に説明させて頂きま
す。
2. 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成致します。
3. 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期
その他の特約事項を記載します。

第7条（弁護士報酬の減免等）

1. 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は第3
条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し
又はこれを減額若しくは免除することができます。
2. 着手金及び報酬を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見
通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受け取る
ことが相当でないときは、弁護士は第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議の
うえ、着手金を減額して報酬金を増額することができることとします。

但し、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と
報酬金の合算額を超えないものと致します。

第8条（弁護士報酬の特則による増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著し
く長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は
第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できない
ときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額するこ
とができることとします。

第9条（消費税に相当する額）

本基準及び本基準別表に表示されている金額は、消費税法（昭和63年法律第108
号第63条の2）に基づく、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する
額を含んだ金額とします。

第2章 法律相談等

第10条（法律相談料）

1. 法律相談料は、1時間以内の場合には金1万1000円とし、1時間を超える場合には、30分以内毎に金5500円とします。
2. 弁護士が弁護士会、法律扶助協会その他の団体の制度に基づいて法律相談を受ける場合の法律相談料は、当該団体の定める報酬規定に基づいて法律相談料を定めます。

第11条（書面による鑑定料）

1. 書面による鑑定料は金22万円以上、金33万円以下とします。
2. 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を減額ないし超過する額の書面による鑑定料を受けることができます。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

第12条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

第13条（経済的利益—算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、この報酬基準に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。但し、期間不定のものは、7年分の額。
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。但し、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。

- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。但し、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲及びその相続分について争いの無い部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

第14条（経済的利益算定の特則）

- 1. 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することとします。
- 2. 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

- (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第15条（経済的利益—算定不能な場合）

1. 第13条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円とします。
2. 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

第16条（民事事件の着手金及び報酬金）

1. 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	8.8%	17.6%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円	11%+19万8000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	3.3%+75万9000円	6.6%+151万8000円
金3億円を超える場合	2.2%+405万9000円	4.4%+811万8000円

2. 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができることとします。
3. 民事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができます。
4. 前3項の着手金は金33万円を最低額とします。但し、経済的利益の額が金420万円未満の事件の着手金は、事情により依頼者との協議により金33万円未満に減額することができることとします。

第17条（調停事件及び示談交渉事件）

1. 調停事件・示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、

それぞれ前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定を準用します。但し、それぞれの規定により、算定された額の3分の2に減額することができるものとします。

2. 示談交渉事件から引き続き調停事件又は、仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
3. 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
4. 前3項の着手金は金22万円（第20条の規定を準用するときは金5万5000円）を最低額とします。但し、経済的利益の額が金420万円未満の事件の着手金は、事情により金22万円（第20条の規定を準用するときは金5万5000円）未満に減額することができることとします。

第18条（契約締結交渉）

1. 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	3.3%	6.6%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	2.2%+3万3000円	4.4%+6万6000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	1.1%+36万3000円	2.2%+72万6000円
金3億円を超える場合	0.55%+201万3000円	1.1%+402万6000円

2. 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により30%の範囲で増減額することができることとします。
3. 前2項の着手金は、金11万円を最低額とします。
4. 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料は請求しません。

第19条（督促手続事件）

1. 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
金300万円以下の場合	2. 2%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	1. 1%+3万3000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	0. 55%+19万8000円
金3億円を超える場合	0. 33%+85万8000円

2. 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
3. 前2項の着手金は金5万5000円を最低額とします。
4. 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第16条又は次条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。
5. 督促手続事件の報酬金は、第16条又は次条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求致しません。
6. 前項但し書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることとします。

第20条（手形・小切手訴訟事件）

1. 手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	4. 4%	8. 8%
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	2. 75%+4万9500円	5. 5%+9万9000円
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	1. 65%+37万9500円	3. 3%+75万9000円
金3億円を超える場合	1. 1%+202万9500円	2. 2%+405万9000円

2. 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができることとします。
3. 前2項の着手金は、金5万5000円を最低額とします。
4. 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定に

より算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第16条の規定を準用します。

第21条（離婚事件）

1. 離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。但し、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件・離婚仲裁センター事件又は離婚交渉事件	金33万円以上、金55万円以下
離婚訴訟事件	金44万円以上、金66万円以下

2. 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センターを受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
3. 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
4. 前3項において、財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、依頼者と協議のうえ、第16条または第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することとします。
5. 前各条の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力・事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することとします。

第22条（境界に関する事件）

1. 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は金44万円以上、金66万円以下とします。但し、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。
2. 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。
3. 境界に関する調停事件・仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬

金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2に減額することができることとします。

4. 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
5. 境界に関する調停事件・仲裁センター事件又は、示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
6. 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

第23条（借地非訟事件）

1. 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。但し、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

借地権の額	着手金
金5000万円以下の場合	金33万円以上、金55万円以下
金5000万円を超える場合	前段の額に金5000万円を超える部分の0.55%を加算した額

2. 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。但し、弁護士は依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。
 - (1) 申立人については、申立てが認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第16条の規定により算定された額。
 - (2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第16条の規定により算定された額。

- (3) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができることとします。
- (4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
- (5) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

第24条（保全命令申立事件等）

1. 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。
2. 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。但し、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができることとします。
3. 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。
4. 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。
5. 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとします。
6. 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金11万円を最低額とします。

第25条（民事執行事件等）

1. 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。
2. 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とします。

す。

3. 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることとします。但し、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とします。
4. 執行停止事件の着手金は第16条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
5. 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。
6. 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万5000円を最低額とします。

第26条（倒産整理事件）

1. 破産・民事再生・会社整理・特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、それぞれ次のとおりとします。

但し、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれます。

- (1) 非事業者の自己破産事件（同時廃止）

債権者数	着 手 金
1～10名	33万円
11～20名	38万5000円
21名以上	44万円～

- (2) 非事業者の自己破産事件（管財事件）

債権者数	着 手 金
1～10名	38万5000円
11～20名	44万円
21名以上	49万5000円～

- (3) 個人事業主の自己破産

債権者数	着 手 金
1～10名	44万円
11～20名	49万5000円
21名以上	55万円～

(4) 法人の自己破産事件

負債総額	着手金
3000万円未満	55万円
3000万円～6000万円未満	66万円
6000万円～1億円	77万円
1億円以上	負債総額の0.77%

(5) 自己破産以外の破産事件 金55万円以上

(6) 事業者の民事再生事件

負債総額	着手金	成功報酬
3000万円未満	66万円	33万円
3000万～6000万円	88万円	44万円
6000万～1億円	110万円	55万円
1億円以上	負債総額の1.1%	負債総額の0.55%

(7) 非事業者の個人再生事件

債権者数	着手金	成功報酬
1～10名	33万円	11万円
11～20名	44万円	13万2000円
21名以上	55万円～	15万4000円～

(8) 会社整理事件 金110万円以上

(9) 特別清算事件 金110万円以上

(10) 会社更生事件 金220万円以上

2. 前項第7号ないし第9号の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額・配当資産・免除債権額・延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。但し、前項第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができることとします。

第27条 (任意整理事件)

1. 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という）の着手金及び報酬金は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 非事業者の任意整理事件

着手金	和解成立報酬	減額報酬	過払い報酬
債権者1名につき各3万3000円。但し、金11万円を最低額とする	債権者1名につき3万3000円	減額の金額を経済的利益の額として第16条の規定により算定された額	返還を受けた過払い金の22%

(2) 個人事業主及び法人の任意整理事件

着手金	成功報酬	過払い報酬
負債総額の3.3%	負債総額の2.2%	返還を受けた過払い金の22%

成功報酬は、任意整理事件が、和解、債務の免除、履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときに発生するものとします。

2. 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という）を基準として、次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	16.5%
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	11%+27万5000円
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	8.8%+49万5000円
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	6.6%+159万5000円
金1億円を超える場合	5.5%+269万5000円

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

金5000万円以下の場合	3.3%
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	2.2%+55万円
金1億円を超える部分	1.1%+165万5000円

3. 第1項の事件の処理について、裁判上の手続きを要したときは、過払金の回収の場合を除き、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとします。

第28条（行政上の不服申立事件）

1. 行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は同条の規定により算定された額の2分の1とします。但し、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

2. 前項の着手金は、金33万円を最低額とします。

第2節 刑事事件

第29条（接見）

1. 初回接見の費用は、次のとおりとします。

業務時間（移動や面会場所に滞在した時間）	費用
半日（往復2時間を超え、4時間まで）	4万4000円
1日（往復4時間を超える場合）	5万5000円

2. 初回接見に引き続いて私選弁護人のご依頼をいただいた場合には、上記初回面会費用分を私選弁護人着手金から差し引かせていただきます。
3. 私選弁護人のご依頼をいただいた後、接見の回数が5回を超える場合、6回目以降は、一回の接見につき、報酬として2万2000円をいただきます。

第30条（刑事事件の着手金）

1. 刑事事件の着手金は、次のとおりとします（保釈等については34条参照）。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう、以下同じ）の事案簡明な事件	金33万円以上、 金55万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件（裁判員裁判対象事件を含む）及び再審事件	金55万円以上
再審請求事件	金55万円以上

2. 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいいます。上告審については、事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

第31条（刑事事件の報酬金）

1. 刑事事件の報酬金は次のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	金33万円以上、 金55万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額

	起訴後	刑の執行猶予	金33万円以上、 金55万円以下
		求刑された刑が 軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件 (裁判員裁判対象事 件を含む)	起訴前	不起訴	金55万円以上
		求略式命令	金55万円以上
	起訴後 (含再審 事件)	無 罪	金66万円以上
		刑の執行猶予	金55万円以上
		求刑された刑が 軽減された場合	軽減の程度による相 当な額
	検察官上訴が棄 却された場合	金55万円以上	
再審請求事件			金55万円以上

2. 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

第32条（刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等）

1. 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができます。但し、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。
2. 刑事事件につき、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
3. 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

第33条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第30条の規定を準用します。

第34条（保釈等）

保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができることとします。

第35条（告訴・告発等）

犯罪被害者支援・告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・恩赦等の手続きの着手金は1件につき、金33万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができることとします。

第3節 少年事件

第36条（少年事件の着手金及び報酬金）

1. 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、次のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	金33万円以上、金55万円以下
抗告・再抗告及び保護処分の取消	金33万円以上、金55万円以下

2. 少年事件の報酬金は次のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	金33万円以上
その他	金33万円以上、金55万円以下

3. 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額ができることとします。

第37条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

1. 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。
2. 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額する

ことができます。

3. 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
4. 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によります。但し、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

第4節 インターネット関連事件

第38条（インターネット関連事件）

1. インターネット関連事件の着手金及び報酬は、それぞれ次のとおりとします。

ただし、同一サイト内に複数の記事（掲示板の場合はスレッド、レス）がある場合でも1サイトとして算定します。

- (1) 投稿記事削除請求

方法	着手金	報酬
裁判外（1サイトあたり）	2万2000円～4万4000円	2万2000円～4万4000円
仮処分（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円
訴訟（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円

保全異議、保全抗告、即時抗告、控訴、間接強制申立等をする場合は追加着手金が5万5000円～11万円となります。

- (2) 発信者情報開示請求（保全、訴訟）

方法	着手金	報酬
裁判外（1サイトあたり）	2万2000円～4万4000円	2万2000円～4万4000円
仮処分（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円
訴訟（1回申立あたり）	16万5000円～22万円	～22万円

保全異議、保全抗告、即時抗告、控訴、間接強制申立等をする場合は追加着手金が5万5000円～11万円となります。

- (3) 発信者情報開示命令事件（非訟）

方法	着手金	報酬
投稿者特定※1	22万円～33万円	16万5000円～33万円
接続プロバイダに対する開示命令申立※2	16万5000円～22万円	16万5000円～22万円

※1 サイトに対するIPアドレス開示命令申立と、接続プロバイダに対する住所氏名の開示命令申立、これらに付随する提供命令申立、消去禁止命令申立を含みます（異議訴訟は含まれません）

※2 既に仮処分、メール等で判明したIPアドレスをもとに、接続プロバイダに住所氏名の開示命令申立のみをする場合

2. 前項(2)及び(3)の手続により特定した発信者に対する損害賠償請求について、弁護士は、依頼者と協議のうえ、第16の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を請求することとします。

第5節 外国関連事件

第39条（外国人関連事件）

1. 外国人関連事件の着手金及び報酬は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 在留資格を有している方の事件

手続の種類	簡明の可否	着手金	報酬金
在留資格認定証明書交付申請、 在留資格の取得・変更、 在留期間の更新、 永住許可等	簡明な事件	金11万円	金11万円
	簡明な事件以外	金22万円 以上	金22万円 以上

ただし、出入国管理局から不許可処分を受けた後に再申請を行う場合等については、「簡明な事件以外」の事件に分類します。

(2) 在留資格を有していない方の事件

事件の内容	着手金	報酬金
退去強制手続（特別審査官の口頭審理立会等）	金33万円以上	金33万円以上
行政訴訟（退去強制令書発布処分取消請求訴訟、難民不認定処分取消請求訴訟等）	金55万円以上	金55万円以上
仮放免申請	金11万円以上	金11万円以上
再審情願申立	金33万円以上	金33万円以上

(3) 国際相続

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	10.56%	21.12%
300万円を超え3000万円以下の場合	6.6%+11万8800円	13.2%+19万8000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3.96%+91万800円	7.92%+151万8000円
3億円を超える場合	2.64%+487万800円	5.28%+811万8000円

※経済的利益の額は、対象となる法定相続分の時価相当額を基準とします。

(4) 国際離婚

事件の内容	着手金	報酬金
ハーグ条約に関する事件	金55万円以上	金110万円以上

※出国禁止命令の申し立てをする場合には追加着手金及び報酬金が発生します。

2. 前項の規定にかかわらず、弁護士は依頼者と協議のうえ、第41条に規定された、時間制による弁護士報酬を定めることができる。ただし、この場合、1時間当たりの単価は、金3万3000円以上とする。

第4章 手数料

第40条（手数料）

手数料は、この報酬基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます)	基本	金22万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特殊事案※	弁護士と依頼者との協議により定める額

即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求しません)	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合：金11万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合：1.1%+7万7000円
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合：0.55%+24万2000円
	示談交渉を要する場合	金3億円を超える場合：0.33%+90万2000円
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の 債権届出	基本	金5万5000円以上、金11万円以下
	特殊事案※	弁護士と依頼者との協議により定める額
家事審判（家事事件手続法別表第1に属する審判事件）成年後見・保佐・補助開始の審判、相続放棄、限定承認、遺言書の検認、氏の変更など）	基本	金33万円以上、55万円以下
	事案簡明なもの※	金11万円以上、金22万円以下
(家事事件手続法別表第1に属する審判事件で事案簡明なもの。		金33万円以上

※「特殊事案」とは、特に複雑又は特殊な事情がある場合をいいます。

※「事案簡明なもの」とは、論点のない相続放棄、遺言書の検認、氏の変更などをいいます。

(2) 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
法律関係調査 (事実関係調査を含みます)	基本	金5万5000円以上、金22万円以下	
	特殊事案※	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が金1000万円未満のもの	金11万円
		経済的利益の額が金1000万円以上、金1億円未満のもの	金22万円

		経済的利益の額が金1億円以上のもの	金33万円以上		
	非定型	基本	金300万円以下の場合：金11万円 金300万円を超え、金3000万円以下の場合：1.1%+7万7000円 金3000万円を超え、金3億円以下の場合：0.33%+30万8000円 金3億円を超える場合：0.11%+96万8000円		
		特殊事案※	弁護士と依頼者との協議により定める額		
	公正証書にする場合		上記手数料に金3万3000円を加算する。		
内容証明郵便作成	基本	金3万3000円以上、金5万5000円以下			
	特殊事案※	弁護士と依頼者との協議により定める額			
遺言書作成	定型		金11万円以上、金22万円以下		
	非定型	基本	金300万円以下の場合：金22万円 金300万円を超え、金3000万円以下の場合：1.1%+18万7000円 金3000万円を超え、金3億円以下の場合：0.33%+41万8000円 金3億円を超える場合：0.11%+107万8000円		
			特殊事案※	弁護士と依頼者との協議により定める額	
			公正証書にする場合		上記手数料に金3万3000円を加算する。
			遺言執行	遺産の分割に関する業務	金300万円以下の場合：金55万円 金300万円を超え、金3000万円以下の場合：4.4%+41万8000円 金3000万円を超え、金3億円以下の場合：2.2%+107万8000円 金3億円を超える場合：1.1%+437万8000円

	遺産の分割 以外の業務 (葬儀、墓 地墓石関 係、行政手 続等)	1時間あたりの委任事務処理単価に、業務処理 に要した時間（移動時間を含みます）を乗じた 額 1時間毎の単価 3万3000円	
	特殊事案※	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	遺言執行に 裁判手続を 要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する 弁護士報酬を請求します。	
家族信託	着手金	16万5000円	
	報酬	信託財産の評価額	報酬金
		1億円以下の部分	1.1%（最低額33万円）
		1億円を超え3億円以下 の部分	0.55%
		3億円を超え5億円以下 の部分	0.33%
		5億円を超え10億円以下 の部分	0.22%
10億円を超える部分	0.11%		

会社設立等	設立・ 増減資・ 合併・ 分割・ 組織変更・ 通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。 但し、合併又は分割については金220万円を、通常清算については金110万円を、その他の手続きについては金11万円を、それぞれ最低額とします。 金1000万円以下の場合：4.4% 金1000万円を超え、金2000万円以下の場合：3.3%+11万円 金2000万円を超え、金1億円以下の場合：2.2%+33万円 金1億円を超え、金2億円以下の部分：1.1%+143万円 金2億円を超え、金20億円以下の部分：0.55%+253万円 金20億円を超える場合：0.33%+693万円
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件金5万5000円。但し、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができます。
	交付手続	登記簿謄本・戸籍謄抄本住民票等の交付手続きは1通につき金1100円とします。
株主総会等指導等	基本	金33万円以上
	総会等準備も指導する場合	金55万円以上
現物出資等証明 (会社法第33条10項3号等に基づく証明)		1件金33万円。 但し、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することとします。

<p>簡易な自賠責請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)</p>	<p>着手金：金3万3000円。 報酬：次により算定された額。但し、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができます。 給付金額が金500万円以下の場合：6.6% 500万円を越え、1000万円以下の場合 ：4.4%+11万円 1000万円を越える場合 ：2.2%+33万円</p>
--	--

※「特殊事案」とは、特に複雑又は特殊な事情がある場合をいいます。

第5章 時間制

第41条 (時間制)

1. 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。
2. 前項の単価は1時間毎に金2万2000円以上とします。
3. 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性及び弁護士の熟練度等を考慮します。
4. 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から相当額を預かることができることとします。

第6章 顧問料

第42条 (顧問料)

1. 顧問料は、次のとおりとします。但し、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮してその額を減額することができることとします。
 - (1) 事業者：月額 金5万5000円以上
 - (2) 非事業者：年額 金6万6000円（月額金5500円）以上
2. 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。

3. 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立ち会い、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

第7章 日 当

第43条（日 当）

1. 日当は次のとおりとします。
 - (1) 半日（往復2時間を超え、4時間まで） 金3万3000円以上、金5万5000円以下
 - (2) 1日（往復4時間を超える場合） 金5万5000円以上、金11万円以下
2. 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
3. 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができますとします。

第8章 実費等

第44条（実費等の負担）

1. 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。
2. 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。

第45条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができることとします。

第9章 委任契約の清算

第46条（委任契約の中途終了）

1. 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の

全部若しくは一部を請求します。

2. 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。但し、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができることとします。
3. 第1項において、弁護士の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず依頼者が弁護士を解任したことにより委任契約が終了した場合には、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができることとします。
4. 第1項において、依頼者が弁護士に無断で事件の取下、放棄、認諾、和解等を行い、又はその他依頼者の責めに帰すべき事由により委任事務の継続が不能になったときは、弁護士は、委任契約を終了させることができます。この場合には、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができることとします。

第47条（事件等処理の中止等）

1. 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、またはその処理を中止することとします。
2. 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知致します。

第48条（弁護士報酬の相殺等）

1. 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。
2. 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知致します。

以上

報酬速算表(消費税10%を含む)

経済的利益の額が300万円以下のとき

経済的利益の 価額	着手金(経済的利益の額×8%+消費税)		報酬(経済的利益の額×16%+消費税)	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
200,000	330,000		35,200	24,640 ~ 45,760
400,000	330,000		70,400	49,280 ~ 91,520
600,000	330,000		105,600	73,920 ~ 137,280
800,000	330,000		140,800	98,560 ~ 183,040
1,000,000	330,000		176,000	123,200 ~ 228,800
1,200,000	330,000		211,200	147,840 ~ 274,560
1,400,000	330,000		246,400	172,480 ~ 320,320
1,600,000	330,000		281,600	197,120 ~ 366,080
1,800,000	330,000		316,800	221,760 ~ 411,840
2,000,000	330,000		352,000	246,400 ~ 457,600
2,200,000	330,000		387,200	271,040 ~ 503,360
2,400,000	330,000		422,400	295,680 ~ 549,120
2,600,000	330,000		457,600	320,320 ~ 594,880
2,800,000	330,000		492,800	344,960 ~ 640,640
3,000,000	330,000	~ 343,200	528,000	369,600 ~ 686,400

経済的利益の額が300万円を超え、3000万円以下のとき

経済的利益の 価額	着手金(経済的利益の額×5%+9万円+消費税)		報酬(経済的利益の額×10%+18万円+消費税)	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
3,500,000	330,000	~ 378,950	583,000	408,100 ~ 757,900
4,000,000	330,000	~ 414,700	638,000	446,600 ~ 829,400
4,200,000	330,000	330,000 ~ 429,000	660,000	462,000 ~ 858,000
4,500,000	346,500	330,000 ~ 450,450	693,000	485,100 ~ 900,900
5,000,000	374,000	330,000 ~ 486,200	748,000	523,600 ~ 972,400
5,500,000	401,500	330,000 ~ 521,950	803,000	562,100 ~ 1,043,900
6,000,000	429,000	330,000 ~ 557,700	858,000	600,600 ~ 1,115,400
6,500,000	456,500	330,000 ~ 593,450	913,000	639,100 ~ 1,186,900
7,000,000	484,000	338,800 ~ 629,200	968,000	677,600 ~ 1,258,400
7,500,000	511,500	358,050 ~ 664,950	1,023,000	716,100 ~ 1,329,900
8,000,000	539,000	377,300 ~ 700,700	1,078,000	754,600 ~ 1,401,400
8,500,000	566,500	396,550 ~ 736,450	1,133,000	793,100 ~ 1,472,900
9,000,000	594,000	415,800 ~ 772,200	1,188,000	831,600 ~ 1,544,400
9,500,000	621,500	435,050 ~ 807,950	1,243,000	870,100 ~ 1,615,900
10,000,000	649,000	454,300 ~ 843,700	1,298,000	908,600 ~ 1,687,400
11,000,000	704,000	492,800 ~ 915,200	1,408,000	985,600 ~ 1,830,400
12,000,000	759,000	531,300 ~ 986,700	1,518,000	1,062,600 ~ 1,973,400
13,000,000	814,000	569,800 ~ 1,058,200	1,628,000	1,139,600 ~ 2,116,400
14,000,000	869,000	608,300 ~ 1,129,700	1,738,000	1,216,600 ~ 2,259,400
15,000,000	924,000	646,800 ~ 1,201,200	1,848,000	1,293,600 ~ 2,402,400
16,000,000	979,000	685,300 ~ 1,272,700	1,958,000	1,370,600 ~ 2,545,400
17,000,000	1,034,000	723,800 ~ 1,344,200	2,068,000	1,447,600 ~ 2,688,400
18,000,000	1,089,000	762,300 ~ 1,415,700	2,178,000	1,524,600 ~ 2,831,400
19,000,000	1,144,000	800,800 ~ 1,487,200	2,288,000	1,601,600 ~ 2,974,400
20,000,000	1,199,000	839,300 ~ 1,558,700	2,398,000	1,678,600 ~ 3,117,400
21,000,000	1,254,000	877,800 ~ 1,630,200	2,508,000	1,755,600 ~ 3,260,400
22,000,000	1,309,000	916,300 ~ 1,701,700	2,618,000	1,832,600 ~ 3,403,400
23,000,000	1,364,000	954,800 ~ 1,773,200	2,728,000	1,909,600 ~ 3,546,400
24,000,000	1,419,000	993,300 ~ 1,844,700	2,838,000	1,986,600 ~ 3,689,400
25,000,000	1,474,000	1,031,800 ~ 1,916,200	2,948,000	2,063,600 ~ 3,832,400
26,000,000	1,529,000	1,070,300 ~ 1,987,700	3,058,000	2,140,600 ~ 3,975,400
27,000,000	1,584,000	1,108,800 ~ 2,059,200	3,168,000	2,217,600 ~ 4,118,400
28,000,000	1,639,000	1,147,300 ~ 2,130,700	3,278,000	2,294,600 ~ 4,261,400
29,000,000	1,694,000	1,185,800 ~ 2,202,200	3,388,000	2,371,600 ~ 4,404,400
30,000,000	1,749,000	1,224,300 ~ 2,273,700	3,498,000	2,448,600 ~ 4,547,400



報酬速算表(着手金:報酬=1:2 消費税10%を含む)

経済的利益の額が3000万円を超え、3億円以下のとき

経済的利益の 価額	着手金(経済的利益の額×3%+69万円+消費税)		報酬(経済的利益の額×6%+138万+消費税)	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
35,000,000	1,914,000	1,339,800 ~ 2,488,200	3,828,000	2,679,600 ~ 4,976,400
40,000,000	2,079,000	1,455,300 ~ 2,702,700	4,158,000	2,910,600 ~ 5,405,400
45,000,000	2,244,000	1,570,800 ~ 2,917,200	4,488,000	3,141,600 ~ 5,834,400
50,000,000	2,409,000	1,686,300 ~ 3,131,700	4,818,000	3,372,600 ~ 6,263,400
55,000,000	2,574,000	1,801,800 ~ 3,346,200	5,148,000	3,603,600 ~ 6,692,400
60,000,000	2,739,000	1,917,300 ~ 3,560,700	5,478,000	3,834,600 ~ 7,121,400
65,000,000	2,904,000	2,032,800 ~ 3,775,200	5,808,000	4,065,600 ~ 7,550,400
70,000,000	3,069,000	2,148,300 ~ 3,989,700	6,138,000	4,296,600 ~ 7,979,400
75,000,000	3,234,000	2,263,800 ~ 4,204,200	6,468,000	4,527,600 ~ 8,408,400
80,000,000	3,399,000	2,379,300 ~ 4,418,700	6,798,000	4,758,600 ~ 8,837,400
85,000,000	3,564,000	2,494,800 ~ 4,633,200	7,128,000	4,989,600 ~ 9,266,400
90,000,000	3,729,000	2,610,300 ~ 4,847,700	7,458,000	5,220,600 ~ 9,695,400
95,000,000	3,894,000	2,725,800 ~ 5,062,200	7,788,000	5,451,600 ~ 10,124,400
100,000,000	4,059,000	2,841,300 ~ 5,276,700	8,118,000	5,682,600 ~ 10,553,400
110,000,000	4,389,000	3,072,300 ~ 5,705,700	8,778,000	6,144,600 ~ 11,411,400
120,000,000	4,719,000	3,303,300 ~ 6,134,700	9,438,000	6,606,600 ~ 12,269,400
130,000,000	5,049,000	3,534,300 ~ 6,563,700	10,098,000	7,068,600 ~ 13,127,400
140,000,000	5,379,000	3,765,300 ~ 6,992,700	10,758,000	7,530,600 ~ 13,985,400
150,000,000	5,709,000	3,996,300 ~ 7,421,700	11,418,000	7,992,600 ~ 14,843,400
160,000,000	6,039,000	4,227,300 ~ 7,850,700	12,078,000	8,454,600 ~ 15,701,400
170,000,000	6,369,000	4,458,300 ~ 8,279,700	12,738,000	8,916,600 ~ 16,559,400
180,000,000	6,699,000	4,689,300 ~ 8,708,700	13,398,000	9,378,600 ~ 17,417,400
190,000,000	7,029,000	4,920,300 ~ 9,137,700	14,058,000	9,840,600 ~ 18,275,400
200,000,000	7,359,000	5,151,300 ~ 9,566,700	14,718,000	10,302,600 ~ 19,133,400
300,000,000	10,659,000	7,461,300 ~ 13,856,700	21,318,000	14,922,600 ~ 27,713,400

経済的利益の額が3億円を超えるとき

経済的利益の 価額	着手金(経済的利益の額×2%+369万円+消費税)		報酬(経済的利益の額×4%+738万+消費税)	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
350,000,000	11,759,000	8,231,300 ~ 15,286,700	23,518,000	16,462,600 ~ 30,573,400
400,000,000	12,859,000	9,001,300 ~ 16,716,700	25,718,000	18,002,600 ~ 33,433,400
500,000,000	15,059,000	10,541,300 ~ 19,576,700	30,118,000	21,082,600 ~ 39,153,400
600,000,000	17,259,000	12,081,300 ~ 22,436,700	34,518,000	24,162,600 ~ 44,873,400
700,000,000	19,459,000	13,621,300 ~ 25,296,700	38,918,000	27,242,600 ~ 50,593,400
800,000,000	21,659,000	15,161,300 ~ 28,156,700	43,318,000	30,322,600 ~ 56,313,400
900,000,000	23,859,000	16,701,300 ~ 31,016,700	47,718,000	33,402,600 ~ 62,033,400
1,000,000,000	26,059,000	18,241,300 ~ 33,876,700	52,118,000	36,482,600 ~ 67,753,400
2,000,000,000	48,059,000	33,641,300 ~ 62,476,700	96,118,000	67,282,600 ~ 124,953,400
3,000,000,000	70,059,000	49,041,300 ~ 91,076,700	140,118,000	98,082,600 ~ 182,153,400